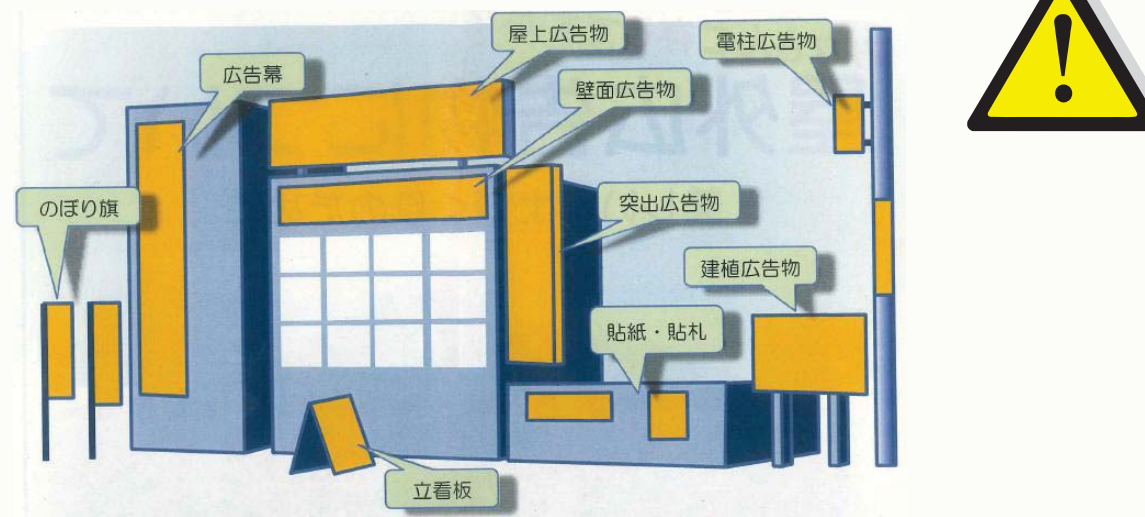


# 屋外に看板を設置するには 許可が必要な場合があります



例えば  
こんな看板には許可が必要です



## 自己の住宅、事業場の敷地内に表示するもの(自家用広告物)

地域区分	住宅又は事業場の内での表示面積の合計
第一種禁止地域	5㎡を超える (※)
第二種禁止地域・全ての許可地域	10㎡を超える (※)

表示面積(敷地内の総量)が上表の基準面積を超えると許可が必要です  
(※LED(表示の内容が変化するもの)は別途厳しい基準があります)  
また、禁止地域では基準面積を超えると設置できません

## 上記以外の場所に表示するもの(自家用広告物以外)

道標・案内図の場合、面積や高さが別途定める基準を超えると設置できず、当該基準を超えなくても許可が必要です  
その他、看板の種類によって規制があります

- 看板設置でご不明な点は設置場所に依じて下記の連絡先まで
- 韮崎市・中央市・昭和町……中北建設事務所 TEL 055(224)1677
  - 甲府市……甲府市役所 TEL 055(237)5829
  - 南アルプス市……南アルプス市役所 TEL 055(282)6397
  - 北杜市……北杜市役所 TEL 0551(42)1361
  - 甲斐市……甲斐市役所 TEL 055(278)1669

右面に規制地域、規制内容の早見表(広告物の表示面積に関するものの抜粋)があるのでこちらもご覧ください

規制厳しい ← → 規制緩い

規制地域	第1種 禁止地域	第2種 禁止地域	第1種 許可地域	第2種 許可地域	第3種 許可地域
規制内容 (※)	風致地区、自然公園法の特別地域のうち都市計画区域外等 	自然公園法の特別地域、高速自動車道の両側500m以内等 	市街化調整区域、自然公園法普通地域(都市計画法の用途地域外)等 	市及び指定する町村、自然公園法の普通地域(都市計画法の用途地域等) 	都市計画法の商業地域 
自家用広告物 自己の氏名、名称、店名、商標、事業、事業内容を表示するため、自己の住所、営業所に表示、設置する広告物 	総面積5㎡以内は許可申請不要 (※)	総面積10㎡以内は許可申請不要 (※)			
道標・案内図 広告物に矢印や案内図等を掲示し、誘導を図るもの 	総面積5㎡を超えるものは設置不可 (※)	総面積10㎡を超えるものは設置不可 (※)	総面積10㎡を超えた場合、すべて許可申請が必要 (※)		
一般広告物 自家用広告物や道標・案内図に該当しないもの 	全て許可申請が必要		面積1㎡を超えるものは設置不可 (※)	面積2㎡を超えるものは設置不可 (※)	
	設置不可		全て許可申請が必要		

※この表は、一般的な広告物(表示の内容が変化するもの以外)の、面積に応じた許可基準に関するものの抜粋です。表記載の内容以外にも、広告物の設置高さ、LED看板(表示の内容が変化するもの)などにおいて別途詳細な基準があります

条例のさらに詳しい情報は県ホームページへ